⑵　全ての入札参加希望者の構成員に共通する参加資格要件

①　会社更生法（平成14年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては、更生計画の許可がなされていない者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては、再生計画の結了がなされていない者でないこと。

②　成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者で復権を得ない者でないこと。

③　申請書等の提出日から直近３年間の入札及び契約等において、次のア）からオ）の事項のいずれかに該当し、かつ、該当すると認められてから３年を経過していない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

ア）契約の履行にあたり、故意に業務の履行を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者

イ）入札において、その公平な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ）落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ）正当な理由がなく契約を履行しなかった者

オ）上記ア）からエ）までのいずれかに該当し、かつ、該当すると認められてから３年を経過していない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

④　不渡手形又は不渡小切手を発行して銀行当座取引を停止された者で、２年を経過しない者でないこと。

⑤　税金を滞納している者でないこと。

⑥　申請書等に虚偽の記載をしている者でないこと。

⑦　入札参加希望者（法人である場合には役職員､自己の代理人もしくは媒介をする者、自己の主要な出資者又は経営に実質的に関与する者を含む｡)は、入札参加希望者の構成員が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という｡)のいずれでもないことを確約できること。なお、反社会的勢力に該当し、又は、以下のａ）からｅ）の一に該当することが判明した場合には、欠格とされることがある。

ａ）反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき

ｂ）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

ｃ）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき

ｄ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

ｅ）反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

⑶　設計者に関する参加資格要件　設計者は、次の要件を満たすこと。

①　次に掲げる資格を満たしている単独の企業又は共同企業体であること。

・建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

②　元請もしくは共同企業体の構成員として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす施設の新築工事に関する基本設計及び実施設計に携わり、建築確認を取得した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が60%以上の者に限る)。

なお、当本部が認める外国での施工実績を含む。

・階数地上15階地下１階建以上及び延床面積20,000㎡以上の各条件をすべて満たす事務所ビル、商業ビル若しくは複合ビル

③　本件設計業務における主任技術者(※１）は、一級建築士であること。

④　本件設計業務における主任技術者は１名であること。なお、申請書等提出時点において、主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって入札参加資格確認資料を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても次の⑤の要件を満たしていなければならない。

⑤　本件設計業務における主任技術者は、次に掲げる同種又は類似施設において、設計等の技術上の管理をつかさどる立場又はそれに準ずる立場としての実績があること。当該施設の建築確認を取得した者であって、下記条件を満足する基本設計及び実施設計に携わった者。

・階数地上15階地下１階建以上及び延床面20,000㎡以上の各条件をすべて満たす事務所ビル、商業ビル若しくは複合ビルの新築工事の実績を有すること。

⑥　本件設計業務の主たる部分を再委託しないこと。

⑦　本件設計業務の主たる部分でない一部分を再委託した場合の当該再委託先の建設コンサルタント等（以下「設計協力事務所」という｡)が、他の入札参加希望者の設計協力事務所となっていないこと。

⑧　設計者又は設計協力事務所が東日本旅客鉄道株式会社（以下「当社」という｡)との設計等請負契約の履行に関し、現に履行遅滞になっていないこと。

⑨　本件設計業務における主任技術者については、事業提案書提出後本件設計業務完了までの間、病気・死亡・退職等の特別なやむを得ない場合の外は、変更は認めない。

※１　設計者と工事監理者を担当することを予定する入札参加希望者の構成員が同一の場合､「本件設計業務における主任技術者」と２⑷の「本件工事監理における主任技術者」とは同一人により兼ねることができる。

⑷　工事監理者に関する参加資格要件　工事監理者は、次の要件を満たすこと。

①　次に掲げる資格を満たしている単独の企業又は共同企業体であること。

・建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

②　元請もしくは共同企業体の構成員として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす施設の新築工事に関する工事監理をした実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が60%以上の者に限る)。なお、当本部が認める外国での施工実績を含む。

・階数地上15階地下１階建以上及び延床面積20,000㎡以上の各条件をすべて満たす事務所ビル、商業ビル若しくは複合ビル

③　本件工事監理における主任技術者(※２）は、一級建築士であること。

④　本件工事監理における主任技術者は１名であること。なお、申込書等提出時点において、主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって入札参加資格確認資料を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても次の⑤の要件を満たしていなければならない。

⑤　本件工事監理における主任技術者は、次に掲げる同種又は類似施設において、設計等の技術上の管理をつかさどる立場又はそれに準ずる立場としての実績があること。当該施設の建築確認を取得した者であって、下記条件を満足する工事監理に携わった者。

・階数地上15階地下１階建以上及び延床面積20,000㎡以上の各条件をすべて満たす事務所ビル、商業ビル若しくは複合ビルの新築工事の実績を有すること。

⑥　本件工事監理の主たる部分を再委託しないこと。

⑦　本件工事監理の主たる部分でない一部分を再委託する場合の当該再委託先の建設コンサルタント等（以下「工事監理協力事務所」という｡)は、他の入札参加希望者の工事監理協力事務所となっていないこと。

⑧　工事監理者又は工事監理協力事務所が当社との工事監理等請負契約の履行に関し、現に履行遅滞になっていないこと。

⑨　本件工事監理における主任技術者については、事業提案書提出後本件設計業務完了までの間、病気・死亡・退職等の特別なやむを得ない場合の外は、変更は認めない。

※２　設計者と工事監理者を担当することを予定する入札参加希望者の構成員が同一の場合､「本件工事監理における主任技術者」と２⑶の「本件設計業務における主任技術者」とは同一人により兼ねることができる。